第八十七条第五号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第八十八条とし、第八十六条の次に次の一条を加える。

（ヘルスケア産業課の所掌事務）

第八十七条　ヘルスケア産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係るヘルスケア産業（健康の保持及び増進に資する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行う産業をいう。）の発達、改善及び調整に関すること（製造産業局並びに情報通信機器課及び文化情報関連産業課の所掌に属するものを除く。）。

二　第九条第三号及び第十四号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関すること。

医療用機械器具

福祉用具

第八十九条を次のように改める。

第八十九条　削除

第九十条第一号中「事務のうち卸売業及び小売業に関すること」を「こと（他課の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第九十二条の見出し中「消費経済政策課」を「商取引・消費経済政策課」に改め、同条中「消費経済政策課」を「商取引・消費経済政策課」に改め、同条第一号中「取引信用課」を「商取引監督課」に改め、同条中第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二　割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引及び信用購入あっせんに関すること（商取引監督課の所掌に属するものを除く。）。

三　物品賃貸その他の信用を供与して行う物品又は役務の取引一般に関すること。

四　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること（商取引監督課の所掌に属するものを除く。）。

第九十三条を次のように改める。

（商取引監督課の所掌事務）

第九十三条　商取引監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　割賦販売業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、前払式特定取引を業として営む者、指定受託機関、クレジットカード等購入あっせん業者、立替払取次業者、包括信用購入あっせん業者から包括信用購入あっせんに係る業務の委託を受けた者、個別信用購入あっせん関係販売業者、個別信用購入あっせん関係役務提供事業者、指定信用情報機関、指定信用情報機関を利用する者及び認定割賦販売協会の監督に関すること。

二　株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者及び主要株主、金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社、商品取引所持株会社及びその子会社、商品取引所、その子会社及びその会員等、商品取引清算機関及びその清算参加者、第一種特定施設開設者並びに第二種特定施設開設者の検査に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

三　商品先物取引業を行う者、商品先物取引協会、委託者保護基金、特定店頭商品デリバティブ取引業者、商品投資顧問業を営む者及び商品投資販売業者の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

四　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の施行に関すること。

附則第六条第一項を削り、同条第二項中「第二十五条各号」を「第二十六条各号」に改め、「及び前項に規定する事務」を削り、同項を同条とする。

附則第七条中「第二十六条各号」を「第二十七条各号」に改める。

附則第十一条の見出し中「商務情報政策局取引信用課」を「商務情報政策局商取引監督課」に改め、同条中「商務情報政策局取引信用課」を「商務情報政策局商取引監督課」に、「第八十九条各号」を「第九十三条各号」に改め、同条第五号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

（消費経済審議会令の一部改正）

第二条　消費経済審議会令（平成八年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「経済産業省商務情報政策局消費経済政策課」を「経済産業省商務情報政策局商取引・消費経済政策課」に改める。

経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣　菅　**直人**

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百八十六号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年七月一日とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百八十七号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十三条第一項、第二十一条の二第一項及び第三項、第二十一条の三第一項、第二十四条の五第一項第一号及び第四項第一号並びに第三十一条第三項及び第九項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「法」という。」を「第十三条第九号を除き、以下「法」という。」に改める。

第二条第十三項」に改める。

第二条第一項中「第二条第十九項第五号」を「第二条第十七項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第十九項第八号」を「第二条第十七項第八号」に改め、同項第八号中「第二条第十九項第一号」を「第二条第十七項第一号」に改める。